

不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 識別符号の不正流通の防止

一 他人の識別符号を不正に取得する行為の禁止等

不正アクセス行為の用に供する目的で、他人の識別符号を取得する行為を禁止するとともに、その違反者を処罰することとする。

(第四条及び第十二条関係)

二 不正アクセス行為を助長する行為の規制の強化

不正アクセス助長行為として規制されている他人の識別符号の提供行為の範囲を拡張し、どの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかが明らかでない識別符号を提供する行為を禁止するとともに、その違反者を処罰することとする。

(第五条、第十二条及び第十三条関係)

三 他人の識別符号を不正に保管する行為の禁止等

不正アクセス行為の用に供する目的で、不正に取得された他人の識別符号を保管する行為を禁止する

とともに、その違反者を処罰することとする。

(第六条及び第十二条関係)

#### 四 識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止等

アクセス管理者になりすまし、その他アクセス管理者であると誤認させて、次に掲げる行為をすることを禁止するとともに、その違反者を処罰することとする。

- (一) アクセス管理者が利用権者に対し識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く行為

- (二) アクセス管理者が利用権者に対し識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電子メールにより利用権者に送信する行為

(第七条及び第十二条関係)

## 第二 都道府県公安委員会による啓発及び知識の普及

不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努める者に都道府県公安委員会を加えることとする。

(第九条関係)

第三 アクセスマネージャによる防御措置を支援する団体に対する援助

国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、アクセスマネージャによるアクセス制御機能の高度化等の措置を支援することを目的として組織する団体であつて、当該支援を適正かつ効果的に行うことができると認められるものに対し、必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

(第十条関係)

第四 不正アクセス行為等に係る罰則の法定刑の引上げ

不正アクセス行為をした者及び相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知つて他人の識別符号を提供した者に係る罰則の法定刑を引き上げることとする。

(第十一条及び第十二条関係)

第五 その他

その他所要の改正を行うこととする。

第六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととする。

(附則第二条から第四条まで関係)